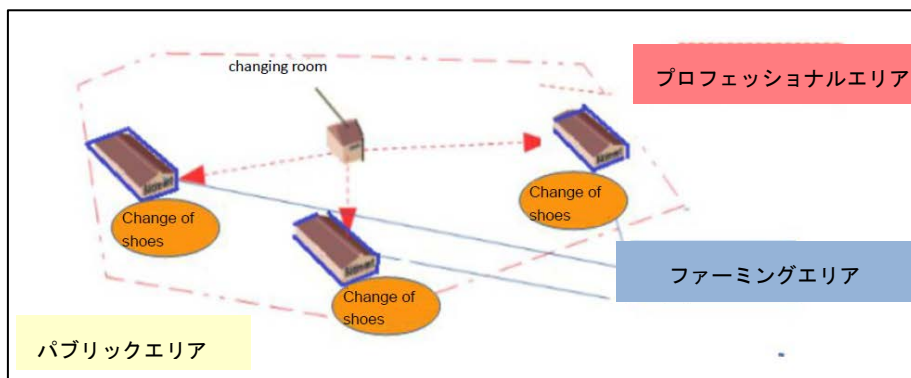


参考資料5. ベルギーの野生イノシシにおける ASF 発生を受けて施行された、養豚農場のバイオセキュリティ強化に係るフランス農業省令（2018年10月16日付）概要

- 農場ごとのバイオセキュリティプランの策定、トレーニングの実施（非商用は免除）
農場主は、リスク分析結果を基にバイオセキュリティプランを策定することが義務付けられる。プランには農場内の動線計画や農場内のセクションごとの洗浄・消毒計画が含まれている。
- 農場内のゾーン設定及び動線のルール設定（非商用は免除）
 - 1) パブリックエリア：外周部分であり、人等の立ち入りが自由
 - 2) ファームサイト：豚の飼養区域を含み、人の入場制限が必要
 - プロフェッショナルエリア：豚舎周囲の区域。資材や車両置き場。
 - ファームングエリア：豚舎区域



- 家畜及び野生動物の農場への侵入防止措置（農場周囲柵の設置）
ファームングエリアにおいては、エリア内で飼養されている動物以外はペット、家畜を問わず立ち入りは禁止される（使役犬を除く）。また、以下の農場及びエリアにおいては、イノシシ除けフェンス（"anti-boar" fences）を設置する。
 - ・ 屋外飼育を行っている全ての養豚農場
 - ・ イノシシを飼養している全ての農場
 - ・ 制限区域内にある農場のプロフェッショナルエリア
- 飼料・敷料の保管上のルール設定
残飯給餌は EU 規則により禁止されており、本省令においても、改めて禁止する旨が規定。
- 洗浄・消毒のルール化
畜舎や囲いの周辺には不要なものは置かず、常に清潔で、通路が確保されている必要がある。
- 死体の処理のルール化（非商用は、レンダリング車両用エリアの設定が免除）
農場主は、死亡豚が発見された場合は死体を回収し、レンダリング会社が引き取りに来るまで、飼養されている他の豚や野生イノシシが接触できない形で保管する。
- 罰則規定
 - ・ 農場からの豚の出荷、もしくは農場への豚の入荷を禁止、場合によっては飼養豚の殺処分
 - ・ 農場の消毒及びその後の操業停止 等